特定商取引に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第五項の規定による諮問に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第五項の規定による諮問に関する政令

内閣は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十九号）附則第二条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（第三号において「改正法」という。）附則第二条第五項の規定による諮問は、次の各号に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費者委員会及び消費経済審議会に対してするものとする。

一　内閣総理大臣　消費者委員会

二　経済産業大臣　消費経済審議会

三　改正法による改正後の特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第六十七条第一項第六号の当該物品の流通を所掌する大臣　消費者委員会及び消費経済審議会

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

経済産業大臣　茂木　敏充

船員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九号

船員法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、船員法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

船員法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年三月一日とする。

外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏
防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣　安倍　晋三

船員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十号

船員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、船員法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第百四条第一項及び第百二十一条の二、船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第三項、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項並びに船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十六条第一号、第八十九条第十二項及び第九十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第一項第三号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項」に、「訂正、書換」を「再交付、訂正、書換え」に改める。

（船員法関係手数料令の一部改正）

第二条　船員法関係手数料令（昭和三十七年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「船員法」の下に「（以下「法」という。）」を加え、第一号中「交付」を「交付、再交付」に、「申請する」を「受けようとする」に改め、第二号中「申請する」を「受けようとする」に改め、第三号から第八号までを次のように改める。

三　法第八十二条の二第二項の衛生管理者適任証書の再交付を受けようとする者　二千二百五十円

四　法第八十八条第二項の救命艇手適任証書の再交付を受けようとする者　二千百五十円

五　法第八十二条の二第三項第一号の試験を受けようとする者　五千四百円

六　法第百十八条第三項第一号の試験を受けようとする者　五千円

七　法第八十二条の二第三項第二号の規定による認定を受けようとする者　二千六百円

八　法第百十八条第三項第二号の規定による認定を受けようとする者　二千五百円

（所得税法施行令の一部改正）

第三条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十四条第二項中「公示」を「掲示等」に、「備え置き」を「備置き」に改める。

（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第四条　船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令（平成二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第百二十一条の二の項を次のように改める。

第百二十一条の二	次に掲げる者	第一号に掲げる者

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第五条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表六の項中

2　事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の書換え	千九百五十円
3　事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の訂正	四百三十円

を

2　船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の再交付	千九百五十円
3　船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の書換え	千九百五十円
4　船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の訂正	四百三十円

に改める。